

三木市記者発表資料 (令和5年10月3日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 財政課	課長 中尾吉伸 (内線 2450)	財産管理係	0794-82-2000 (内線 2456)

タイトル																		
三木市庁舎・みっきいホール外壁の防水改修工事を実施 ～工事中も窓口業務は通常どおり～																		
本件のポイント																		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月から市役所庁舎・みっきいホールの外壁・防水改修工事を開始 ・工事中も窓口業務は通常通り実施 ・市役所庁舎は80年間の使用(1993～2073年)を目標としている 																		
説明文																		
<p>三木市庁舎・みっきいホールの外壁・防水改修工事のスケジュール、範囲、注意事項、必要性等についてお知らせします。</p> <p>1 スケジュール 工期：令和5年10月～令和6年12月(予定) (別紙①三木市庁舎・みっきいホール外壁・防水改修工事総合工程表参照) 時間：8：30～17：00(進捗具合により残業あり) 休日：週2日(平日1日+日曜日) (市役所の業務は通常通り行います。)</p> <p>2 工事範囲 庁舎・みっきいホール周辺 (別紙②三木市庁舎・みっきいホール外壁・防水改修工事総合仮設計画参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工区</th> <th style="width: 55%;">内容・箇所</th> <th style="width: 30%;">期間(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>仮囲、現場事務所</td> <td>R5.10～R6.12</td> </tr> <tr> <td>第1工区</td> <td>庁舎棟</td> <td>R5.11～R6.9</td> </tr> <tr> <td>第2工区</td> <td>みっきいホール棟(プロムナード含む)</td> <td>R6.2～R6.11</td> </tr> <tr> <td>第3工区</td> <td>庁舎棟北側(北玄関より北側部分。福祉課、介護保険課等)</td> <td>R6.6～R6.12</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>外部階段・バルコニー(庁舎北側)、サンクンガーデン(庁舎南側)</td> <td>R5.11～R6.11</td> </tr> </tbody> </table>	工区	内容・箇所	期間(予定)	仮設工事	仮囲、現場事務所	R5.10～R6.12	第1工区	庁舎棟	R5.11～R6.9	第2工区	みっきいホール棟(プロムナード含む)	R6.2～R6.11	第3工区	庁舎棟北側(北玄関より北側部分。福祉課、介護保険課等)	R6.6～R6.12	その他	外部階段・バルコニー(庁舎北側)、サンクンガーデン(庁舎南側)	R5.11～R6.11
工区	内容・箇所	期間(予定)																
仮設工事	仮囲、現場事務所	R5.10～R6.12																
第1工区	庁舎棟	R5.11～R6.9																
第2工区	みっきいホール棟(プロムナード含む)	R6.2～R6.11																
第3工区	庁舎棟北側(北玄関より北側部分。福祉課、介護保険課等)	R6.6～R6.12																
その他	外部階段・バルコニー(庁舎北側)、サンクンガーデン(庁舎南側)	R5.11～R6.11																

3 注意事項等

- ・工事中、作業音が発生
- ・報道関係者用駐車場、サンクンガーデン等は進入禁止
- ・北側駐車場の一部を作業員駐車場として使用
- ・レッカー車作業時、庁舎西側スロープは片側通行規制
- ・北側喫煙所を旧市民体育館へ移動
- ・南側喫煙所を現状より東側へ移動(2工区)
- ・みっきいホール出入口は使用不可(2工区)
 - ・北側駐車場に来庁者用駐輪場(10台分)、車椅子利用者用駐車区画(2台分)の仮設カーポートを設置(3工区)

4 市民・来庁者への周知方法

工事の進捗状況について、月1回程度、ホームページおよび庁内南北玄関に掲示し、市民・来庁者の皆様にお知らせする予定です。

5 工事の必要性等

このたびの市役所庁舎・みっきいホールの外壁・防水工事は、建設から30年が経過した市役所本庁舎において、はがれ落ちる恐れがある外壁タイルの補修や屋根からの雨漏りなどを防ぐ必要があることから、今年度から来年度にかけて、外壁及び防水の改修工事を行うものです。

また、令和3年3月に策定した「三木市公共施設再配置計画」においては、計画的な改修工事の実施により、市役所庁舎の耐用年数を、「60年」から「80年」への長寿命化を図ることとしています。

施設の耐用年数を「80年」とすることは、60年間隔で新たな施設を整備することに比べ、施設の整備費用を抑えることができます。

また、公共施設の計画的な改修工事の実施により、施設の長寿命化が図られるとともに、将来的な施設の整備費用の抑制にもつながることになります。

6 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/10/62824.html>



**本案件は次のSDGs
目標に関連します。**

